

<報道発表資料>

令和7年4月16日

京都市建設局土木管理部土木管理課

令和7年度私道整備助成制度申請受付開始（5月19日～）

この度、令和7年度の助成金の申請受付を5月19日から開始します。

【背景と目的】

京都市域には、公共性の高い私道が多数存在しており、市民生活にとって不可欠なものであるため、私道の整備に対し、その費用の一部を負担する助成制度を設けています。

【私道整備助成制度概要】

- 申請期間 令和7年5月19日（月）～令和8年3月13日（金）
 - ※ 私道の舗装工事着手前に申請いただく必要があります。
 - ※ 申請額が予算額に達した場合、京都市情報館でお知らせします。なお、その場合でも、ご相談や申請は随時受け付けます。
- 助成金の交付対象工事 助成を受けられる私道は次の要件を満たしていることが必要です。

舗装の新設工事

- (1) 現に一般交通の用に供されていること。(※)
- (2) 幅員が1.5メートル以上あること。(幅員には側溝の幅も含まれます。)
- (3) 建設完了後、3年以上経過していること。
 - ※袋路の場合は、家屋が5軒以上隣接し、かつ5世帯以上居住され、利用されていること。

舗装の補修工事

- (1) 現に一般交通の用に供されていること。(※)
- (2) 幅員が1.5メートル以上あること。(幅員には側溝の幅も含まれます。)
- (3) 前回の舗装工事後9年以上経過していること。
- (4) 補修工事(全面打換え又は部分打換えを要するものに限る。)に係る部分の延べ面積が50平方メートル以上であること。
 - ※袋路の場合は、家屋が5軒以上隣接し、かつ5世帯以上居住され、利用されていること。

排水施設（L型街渠）

舗装の新設工事・舗装の補修工事に付帯して行う排水施設（L型街渠）の新設又は補修工事であること。

L型街渠とは・・・排水のために道路の脇に設けるL型の側溝

- 助成金額 工事に要する額として基準により認定する額（標準工事費）に4分の3を乗じて得た額とします。（生活保護受給世帯等に対しては、特別助成措置の制度がありません。）
- 助成申請対象者 助成を受けようとする私道に面して居住している方（工事施行者）に限られます。ただし、町内会長等で工事施行者から委任を受けた方も申請人となることができます。

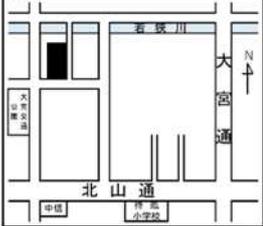
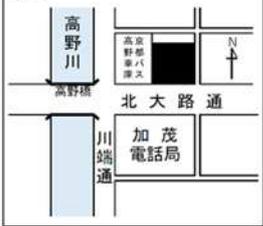
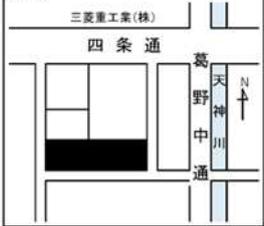
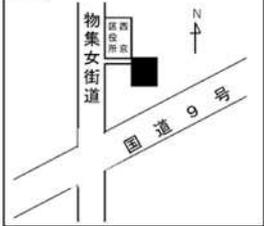
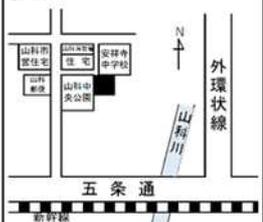
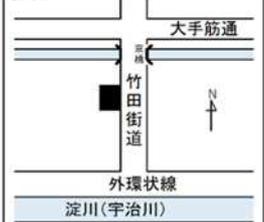
<申請方法について>

助成を希望される際には、土木みどり事務所・区役所（支所）で配布される手引きを御覧いただき、所管の土木みどり事務所までお問い合わせください。手引きについては以下のページからもご確認いただけます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000339659.html>

<お問合せ先>

各土木みどり事務所へお問い合わせください。

<p>北部土木みどり事務所</p> <p>所在地 北区大宮東脇台町8 TEL 492-3111 担当区 北区・上京区</p> 	<p>左京土木みどり事務所</p> <p>所在地 左京区高野竹屋町4 TEL 791-9134 担当区 左京区(花脊・久多出張所管内を除く)</p> 	<p>西部土木みどり事務所</p> <p>所在地 右京区西院西貝川町31 TEL 871-6721 担当区 中京区・右京区</p> 	<p>西京土木みどり事務所</p> <p>所在地 西京区桂乾町9 TEL 392-9260 担当区 西京区</p> 
<p>東部土木みどり事務所</p> <p>所在地 山科区西野様子見町1-2 TEL 591-0013 担当区 東山区、山科区</p> 	<p>南部土木みどり事務所</p> <p>所在地 南区東九条下殿田町70-2 TEL 691-3158 担当区 下京区、南区</p> 	<p>伏見土木みどり事務所</p> <p>所在地 伏見区表町578 TEL 611-5371 担当区 伏見区</p> 	<p>京北・左京山間部土木みどり事務所</p> <p>所在地 右京区京北新山町上寺前1番地1 京北会同庁舎内 TEL 852-1819 担当区 右京区京北、左京区花脊・久多出張所管内</p> 